

尾原宏之著

## 『軍事と公論——明治元老院の政治思想』

(慶應義塾大学出版会・一〇一三年)

### 中野目徹

本書は、二〇一年に東京都立大学から博士（政治学）号を授与された論文を、大幅に改稿して刊行したものである。著者の尾原宏之氏は、すでに著書『大正大震災』（二〇一二年、白水社）を有する日本政治思想史の研究者・フリーランスライターであり、あとがきによれば、本書執筆の動機の一番目には「二〇〇〇年代以降の憲法九条改正論議に大きな不満があつたこと」（三二三頁）が挙げられている。本書刊行後、とりわけ今年（二〇一四）に入つてからの「集団的自衛権」の解釈変更をめぐる議論と政局の推移を見ていると、本書の主題である「軍事と公論」という課題のもつ今日性が改めて強く意識され、それだけでも本書を味読し書評の筆を執ることの意義は大きいと考えられる。

しかしながら、本書は「憲法九条改正」や「集団的自衛権」をめぐる議論に直接参与することを目的に執筆されたものでは

ない。そのような局面からは一歩退いて、副題にあるように明治前半期の議法機関であつた元老院における軍事、なかでも徵兵令改正をめぐる審議内容を分析することで、「軍事と公論」の関係をより本質的な次元で究明しようという、思想史学研究の専論なのである。やはりあとがきに記されている本書執筆のもう一つの動機は、そのような元老院での議論を解明することで「政治」という営みを考える上で何らかの意味を持つ研究がしてみたい（三一五頁）と吐露している。これまで日本思想史の領域では、元老院という近代太政官制の一機関を対象とした研究は皆無であった。さらにいえば、これまでの日本思想史の流儀のなかでは、元老院という機関（集団）の思想を研究対象とすること自体かなり異数のこととしなければならない。

評者は、本書が対象とする時期と同時代の思想結社（集団）の研究と同時に、史料学をふまえた太政官制と内閣制の研究にも従事してきた。徵兵令改正と福澤諭吉の関係や同時期に元老院議官と内閣委員（参事院議官）を歴任した安場保和についても書いたことがある。そのような立場から、以下、本書の成果を確認し、ついで問題点を指摘するという順序で評言を加えていくことにしたい。

### 二

本書の本文部分は次のような構成になつてている。

はじめに

第一章 「護國ノ義務」論争

第二章 軍隊觀の角逐

第三章 津田真道の「國民皆兵」批判

補論 元老院議官としての津田真道

第四章 「徵兵猶予」と「平等」

第五章 「立法ノ源」たる条件

おわりに

み解こうとする。

はじめにでは、「軍事は政治の不可欠な要素」であり「軍事を無視、軽視した政治論は、必ずどこかに大きな欠落を抱えざるを得ない」（二頁）という前提のもと、明治期日本で近代的な軍隊が創設されるに際して、明治十一年（一八七九）、十六年、二十二年という三回の徵兵令改正を審議した元老院の議官たちは、彼らの抱く國家構想や社会構想に照らして軍隊のありかたを議論したのであり、その「日本社会が生み出した様々な軍事論が、現実の明治軍隊に最も肉薄した瞬間」（二頁）を捉えることが本書の課題であることを示唆している。

第一章では、まず「國民皆兵」の理念が明治六年（一八七三）の徵兵令制定時に溯つて明らかにされる。しかし、「復古」の論理により「國民ノ義務」が強調されても、現実には広範な徵兵逃れの実態があるなかで、明治十二年、元老院において徵兵令改正の論議が開始された。修正案第一条の「護國ノ義務」

を含む文言は議官河野敏鎌の提議により多数決で削除されてしまふが、尾原氏によれば、「護國ノ義務」が議題に上ったこと自体重要であり、元老院によつて同時に進行していた憲法案策定の作業と連動していたことが指摘されている。加えて、徵兵令制定と修正の思想を「復古」の側面だけでなく、「革命」「王土王民」「人権宣言」「抵抗権」など様々な思想動向から読み解こうとする。

第二章では、引き続き明治十二年改正に際して展開された議論のうち、近衛兵の徵兵年限に関する政府原案と修正案、公立学校における兵式体操・隊列運動の意見書と民兵制度をめぐる意見の対立、さらに、議官佐野常民による厳しい財政状況をふまえたなかでの軍備拡張案や、河野による「人民愛護」に基づく兵隊教練反対意見などを分析することで、元老院のなかで、河野と佐野が代表する二つの国家観を析出する。著者によれば、二人の対立は「現実政治や人間関係を越えた国家観、社会観の相違」（八七頁）であり、河野が「民力愛養」ならば佐野が「富国強兵」という路線の違いなのである。最後に、第一、二章をまとめ、明治十二年の徵兵令改正審議は、議会的なものが軍事とどう向き合うか、またどのようにそれを議するかがはじめて問われたテストケースであった（九七頁）とされる。

第三章では、元老院における明治十六年徵兵令改正審議を、議官津田真道の仕掛けた議論を中心に検討する。かつて明六社

員であり陸軍省四等出仕でもあった津田は、尾原氏によればこのとき「最も強硬な徵兵制度反対論を展開した」（一〇七頁）。

内閣委員の示した原案は「國民皆兵」を実現するため、免除対象を大幅に削減し代人料制度を廃止するものであった。これに対して津田は、天皇や参事院議長山県有朋が臨席するなかで、四十分にわたる大演説を試み、「國民皆兵」の根拠は古代日本の兵制には求められないことを主張した。津田の議論は、『孟子』や『孟子集注』をふまえながら、彼の幕末期における経験に基づいたもので、世界が「弱肉強食」の時代であるという前提に立って政府の対清軍備拡張方針には賛成するものの、海軍拡張を唱え陸軍拡張には反対するものであつた。尾原氏は、これららの背景には「日本のあるべき姿は通商国家しかり得ない」（二二二頁）という津田の確信があつたとみる。さらに、津田の「富国強兵」構想のキーワードとして「兵制」「教育」「運送」の三つがあると指摘し、「私利」の追求を優先する「富國」重視型の国家構想の背後にアダム・スミスの分業による「国富」追求という思想の存在を見いだす。

最後に、二十二年の改正審議に際して、津田は、H・スペンサーの思想の受容を経て、「國民皆兵」の論理を「痴人の夢」とまで言い放ち、廃案を求めた。しかし、明治十六、二十二年

の徵兵令改正審議で津田の提案は受け入れられない。その意味で津田は敗北したわけだが、著者の尾原氏は、「現実の政治過程の中で、近代日本の歴史経験から練り上げた自らの軍事構想

や、西洋の社会科学などの「智識」を武器として徵兵制度に立ち向かった」（一五六頁）点に、議会的なものが軍事を議論するときに何ができるのかを示唆するものをみようとしている。

続く補論は、第三章の内容を補うため、元老院議官時代の津田を前期と後期の二期に分け、その間における思想の変化を明らかにしている。それによれば、明治十四年頃までの津田は、歐米の「文明」を判断基準に、西洋流の議会政治を理想とし、政府の專制を抑止することに議官としての存在意義を見いだしていた。著者によれば、そのような津田が自己批判を経て変わったのは、明治十五年の治罪法（刑事訴訟法）審議の最中であつた。以後の津田は欧米の模倣と思しき議案にはことごとく反対するようになる。こうした変化的背景に、尾原氏は、賴山陽の歴史理解とH・スペンサーの社会進化論の受容を想定する。津田が前章で明らかにされたような国家構想に依拠して「強兵」路線への反抗を行なつた根底に、真に学ぶべき「智識」によって模倣ではない「文明」に到達すべきだという思想の変化があつたのであり、「文明」への歩みを促すために「富國」政策が優先されるという立脚点に基づいた議論が可能になつたとしている。

第四章では、津田真道以外の議官による明治十六年改正論議が検討される。尾原氏は、このときの論点を①「國民皆兵」という理念の内実、②華族の徵兵、③徵兵令と教育の関係、④兵力力量策定への関与という四点に整理している。また、これを議

論する議官も①地方官出身議官、②公家や大名等の華族議官、③明六社同志を中心とする知識人議官、④反山県系の軍人議官など、その専門や閱歴の面で多様性を示すものになっていた。このうち論点①②③については、議官たちが「猶予」や「平等」をめぐって様々な言説戦略を開拓したことが明らかにされる（論点④については取り上げられていない）。

第五章では、前章に引き続いて論点②華族の徴兵問題を取り上げられる。ここでまず比較されるのは、明治十二年に岩倉具

視に提出された福澤諭吉の意見書「華族ヲ武辺ニ導クノ説」である。議官三浦安は、自身の紀州藩での経験やこの福澤の意見書の内容をふまえて華族に特例を認めることを主張する。ついで、上杉茂憲や大給恒、鍋島直彬ら華族議官たちの反応が紹介される。しかし、彼らの主張は一致しない。結局、岩倉の遺志もあって華族士官学校設立計画が持ち上がり、院外工作の結果学習院を官立学校として最終的な解決を図ることになった。ついで論点③徴兵令と教育の問題が取り上げられる。ここでもまず福澤の「慶應義塾生徒徴兵免役ニ關スル願書」が、比較のために参照される。尾原氏は、慶應義塾の出身であり文部省で次官相当の少輔まで務めた議官九鬼隆一に注目する。九鬼は「行政の論理」によって母校を含む私立学校の徴兵猶予を切り捨てる。最後に論点④兵力量の問題を取り上げられる。明治十六年改正案にはそれまで明記されていた兵力量の記述がない。これに最初に気づいたのは議官箕作麟祥であった。尾原氏によ

ると、「兵員数や編制の決定に元老院を関与させないことこそ、今次改正の隠されたテーマであった」（二六九頁）。周知のように、こののち大日本帝国憲法では統帥権とともに編制権も天皇の大権事項とされたが、そのような軍隊に関する基本方針の起源は、徴兵令明治十六年改正案のなかにあつたのである。こうした原案には箕作だけでなく、議長の佐野常民も反対の声を上げた。

おわりにでは、二十一年改正審議における徴兵制度の「苛酷」さを緩和する議論が、翌二十三年に開会する帝国議会に引き継がれたことが述べられるが、元老院よりも大きな権限が憲法で保障されていた議会で軍事に関する多様な議論が成立しなかつた理由が考案される（ここでは明治二十四年十二月に発生した小沢事件が想起されるべきであろう）。尾原氏は、元老院の議官たちが「明治國家全体のあり方について自分なりの構想を作り上げ、その中で軍事について思考し、また軍事について語り続けた」（三〇〇頁）ことを高く評価しようとしている。

### 三

以上のように本書の内容と成果をまとめてみたものの、紙幅に限りがあるため重要な論点で脱漏しているものもある。そこで次に、問題点を四点にわたって指摘することを通して、それを補つていただきたい。

第一に、本書は構成上、序章と終章がないためか、先行研究

の紹介と批判を欠いている点が惜しまれる。どのような先行研究との対話を望んでいるのか、必ずしも明確にされていないのである。もちろんこれは、本書の成果を徵兵令の研究史やそれを含む明治前期の軍事史のなかに押し込めようとして言つていいのではない。そもそも元老院に関する研究は、かつて角田茂氏によつて、最近では久保田哲氏によつて精力的に進められ、制度・人事・機能などについてはかなりの部分が解説されているが、本書で尾原氏は、制度と人事の面を中心いて明治八年から同二十三年まで存在した元老院の全体像を提示し時期区分を行なつて、角田氏の研究成果を、十分に取り込めていないようと思われる（第一章の注（19）で簡単にふれているが）。本書は「軍事と公論」をめぐる問題史であるといえ、副題で「明治元老院の政治思想」を掲げているだけに、国憲（憲法）や刑法、地方自治制度や税法など元老院における様々な議論のうちで徵兵令改正審議がいかなる位置を占めたのかという点については、先行研究に依拠して見通しを示してほしかつた。

第二に、それと関連して、著者はあとがきで「日本政治史の関連分野として日本政治思想史を位置づけなおす」（三一五頁）と書いているにもかかわらず、それほどには政治史の文脈との関連で元老院における徵兵令改正審議が取り上げられていないように感じられることがある。元老院の設置自体が、明治六年政変以来の、とりわけ明治八年はじめの大坂会議の結果生まれた体制の政治力学の所産であり、「漸次立憲政体樹立の詔」と

関連するものであつた。明治十二年の改正審議の前提には、明治十一～十二年における侍補グレープによる天皇親政運動と参議たちの巻き返しによる宮中・府中の別の確認、その関連として「勤儉ノ被仰出書」があつたし、明治十四年政変による伊藤博文を中心とする薩長參議体制の確立と参事院の設置、同時に発布された「国会開設の詔」によつていわゆる明治国家体制形成の足取りが最終段階に向かいつつあったことが、明治十六年の改正審議に大きな影を落としていたであろう。また、軍部内でも、陸軍では山県有朋の主導権確立と谷干城ら不平將軍の対立が見られたこと、西郷従道や樺山資紀の横滑りによって海軍の体制が固まつたことも視野に入れる必要がある。この間の松方財政の展開については当然ふれられているが、外交をふくめた政治史全体への配慮にはややもの足りない印象を受けた。

第三に、史料に関する問題であるが、本書では『元老院会議筆記』を特段の史料批判を加えず利用しているものの、評者などがまず気になるのは、審議（議論）と筆記は躊躇なく同一のものとみてよいかどうかということである。まして本書が主として取り扱っている明治十年代は、我が国における会議筆記なるものの濫觴期であり、田鎖綱紀の速記術が確立する前の段階で、すでに府県会の議事録が作成され、二十年代に入ると市制・町村制の制定により市町村にまで議事録の作成と保存が義務付けられる。評者は以前、市制・町村制で法人格が認められた普通水利組合でも総代会の議事録がその都度印刷物として作

成されるようになるのを見て一驚を覚えたことがある。慶應義塾の三田演説会でも演説筆記が作成されるが、議論・演説と筆記の同一性については批判的であるべきだというのが評者のかねてからの意見である。そのような意味で、『元老院會議筆記』を読み込んだ著者の見解を史料論という形で聞いてみたかった。

なお、元老院関係の一次史料は国立公文書館で保存・公開されているが、同館所蔵資料引用の典拠表記に一部不統一があるのも気にはかかった。

第四に、第三章と補論で津田真道を取り上げている部分は、津田の議論の背景にある思想的根拠とでもいうべき啓蒙主義や文明論、アダム・スミスやH・スペンサー、さらに孟子や朱熹、頼山陽の思想までが的確に参照され、本書中の白眉といえよう。これに対し、その他の章で取り上げられている河野敏謙、佐野常民その他の議官たちについては、史料的制約からか、思想的背景にまで踏み込んだ分析ができていないように思われる。

さしあたり箕作麟祥については残存史料の状況はやや良好であろうが、この時期の箕作の主要な関心対象は軍事にはなかったであろう。いずれにせよ、本書の大きな特色は、個々の議官たちの発言を追跡しながら、全体として元老院の政治思想を解明しようとするところにあるわけだから、尾原氏には、元老院という一つの機関(集団)の思想史を捉える方法論についても見解を披瀝してほしかった。

本書の検討範囲は、陸羯南が『近時政論考』でいう明治維新後第三期、第四期の政論が発生・展開した時期に当たつているが、評者の見るところ元老院の政治思想は羯南の分類の枠組みには収まりきれないものようである。それだけ元老院の議官たちの主張には幅があったということになろう。本書は、そうした元老院の思想の幅の広さを、徵兵令改正審議への対応に限定することによって描き出すことに成功した好著である。評者の職責としていくつかの問題点も指摘したが、それは本書の価値をいささかも減じるものではない。本書が一人でも多くの読者を得ることを望むものである。その際、政治史はもとより知識社会学的な観点から本書を読むことも可能であろう。

評者も以前會議筆記を読んでいて感心したのは、元老院の議官たちが、ときに「養老院」と揶揄されながらも、まだ電灯の設備もない議場で、暗くなつて議案書が読めなくなるまで議論を続けた、その熱意に対しである。議場を欠席し、出席しても居眠りの場と心得ている議員が多い昨今の諸議会とはなんたる違ひであろうか。本書によつて、「智識」に基づいた元老院議官たちの議論が私たちの眼前に蘇つたことを喜びたい。

#### 四